

## 城南ＩＣキャッシュカードについて

### 1. (ＩＣカードの利用範囲)

- (1) ＩＣカードは、この機能の利用が可能な当金庫所定の機器（以下「ＩＣカード対応機器」といいます。）にて利用できます。
- (2) 城南キャッシュカード規定第1条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりＩＣカードの利用ができない預金機または支払機を設置している場合があります。この場合、当該預金機または支払機では城南キャッシュカード規定第1条の定めにかかわらず、ＩＣカードは利用できません。

### 2. (支払機による預金の払い戻し)

支払機を利用した預金払戻しにおける1日あたりの払戻しおよび1か月あたりの払戻しは、ＩＣチップの機能を利用した場合と、ＩＣチップの機能を利用しない場合ともそれぞれ当金庫所定の金額の範囲内とします。

### 3. (ＩＣカード対応機器の故障時の取扱い)

ＩＣカード対応機器の故障時には、ＩＣカードの利用はできません。

### 4. (ＩＣチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応機器においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣカードの利用はできません。この場合、当金庫所定の手続にしたがって、すみやかに当金庫にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) ＩＣチップの故障等によって、ＩＣカード対応機器においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

### 5. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上